

平成19年度 国立大学法人長崎大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教養教育の成果に関する具体的目標を達成するための措置

- ・教務委員会に設置された全学教育検討ワーキングを継続し、全学教育改善のための具体的方策を決定する。
- ・放送大学との「国立大学と放送大学の単位互換モデル構築のための共同研究プロジェクト」を継続し、授業科目の多様性の拡大を進める。
- ・大学教育機能開発センターにおいて、自主的な学習・研究態度を身につけさせるための教育改善に関するシンポジウムを開催する。
- ・本学の特色科目である全学乗船実習を引き続き実施し、成果を検証する。
- ・「全学教育」ガイドブック配布による平和学、長崎学の受講効果を授業アンケート調査で分析し、ガイドブックの改善を行う。
- ・平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」により、長崎蘭学関連の授業科目を開設する。
- ・健康・スポーツ科学科目に関しては、運動（スポーツ）と食生活の両側面から、学生の健康自己管理能力の向上のための教育を継続する。
- ・日本語教育カリキュラムの再構築を行う。
- ・留学生センター交換留学生プログラムの充実のため、受講生に課題研究を課し、その成果を発表する機会を提供する。
- ・全学教育情報処理科目「情報処理入門」における情報倫理・情報モラル教育の継続に加えて、教育職員の知識を深めるため、オンラインでのFD「情報倫理入門」を開設する。
- ・教養セミナー科目「コンピュータ活用法ガイダンス」の充実のため、ガイダンスで用いるeラーニングコンテンツを充実する。
- ・中国語・英語に加えて、フランス語・韓国語においても、新たに海外語学研修を実施する。
- ・平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」により、オランダ語関連の授業科目を開設する。

○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・教育学部、医学部医学科、歯学部、薬学部、工学部においては、近年に導入した新カリキュラムの効果的な実行を推進し、医学部保健学科においては、平成18年度に決定した新カリキュラムを導入する。
- ・大学院を構成する基礎学部間での単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に進める。
- ・大学教育機能開発センター全学教育研究部門の機能を活用し、外国語教育の充実、高校で「情報」を履修した学生向けの電子教材の開発を行う。
- ・全学教育を含む初年次教育を充実させるため、初年次教育指導支援システムの公開を開始するとともに、その活用のためのFDを開催する。また、「ラーニング・ティップス(学びの秘訣集)」の研究開発を更に進めるとともに、国際共同研究を推進する。

○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・生産科学研究科博士後期課程における、魅力ある大学院教育イニシアティブ「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」のプログラムによる英語授業の継続、医歯薬学総合研究科博士前期・後期課程における「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の採択を受けた英語による特別コースの開設等により、英語による授業科目を増やす。
- ・授業内容と学位論文の高度化、学際化、国際化を推進するために、魅力ある大学院教育イニシアティブ平成17年度採択プログラムを助成期間終了後も継続するとともに、国際カンフ

- アレンスの開催，国内外のトップ研究者等による講演・講義，企業との連携を進める。
- ・生産科学研究科については，専攻再編と新専攻の設置，博士前期課程及び博士後期課程入学定員の見直し及び民間との連携講座設置に向けて検討を継続する。
 - ・授業内容の高度化のため，千葉・新潟・金沢・神戸・岡山・熊本大学自然科学研究科と本学生産科学研究科との単位互換協定の締結を進める。
 - ・国際連携研究戦略本部は国際保健分野の現場での即戦力養成を目的とする独立研究科「国際健康開発研究科（仮称）」の設置に向けた準備を進める。
 - ・大学院生による国際学会発表数や国際的な学術雑誌への論文掲載数を増加させるために，魅力ある大学院教育イニシアティブ平成17年度採択プログラムを助成期間終了後も継続するとともに，学生の海外への留学及び外国人学生の受入を含む教育プログラムの一環として「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の採択を受けた英語による特別コースを開設する。
 - ・副指導教員制度を採用している研究科においては，副指導教員による充実した指導体制を継続する。未採用の研究科においては，研究指導体制について再点検する。

○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・全学教育科目，専門教育でのキャリア教育を充実させる。特に，薬学部においては，特別教育研究プログラム「離島・僻地医療に貢献できる薬剤師の養成教育システムの構築」に従って，4年次生の離島（上・下五島）での臨床実習を開始し，工学部においては，「平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」事業の一環として設置された「工学部産学官連携教育支援室」を中心に，地元産業界との連携を強化する。
- ・大学院生の留学を容易にするため，学生交流に係る新たな覚書締結を推進する。
- ・各研究科に係わる進路指導，進学ガイダンス，広報活動等を充実させ，大学院進学者の増加に努める。
- ・医歯薬学総合研究科では，臨床医の入学を促進するために，専門医制度との両立を可能とする大学院教育の実質化方策の検討を行う。
- ・国家試験対策ゼミ・卒業試験・模擬試験の充実により国家試験合格率の向上を図る。
- ・工学部及び水産学部においては，前回のJ A B E E 審査結果を踏まえて継続審査の準備を引き続き行う。
- ・水産学部においては，学芸員の資格取得を可能にするために，カリキュラムの整備を進める。
- ・新入生オリエンテーション等により資格取得の指導を積極的に行う。

○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・「資質の高い教員養成推進プログラム」において，新たに臨床実習Ⅱを開講して，教育内容を充実させるとともに，臨床実習を容易にする新たな時間割を作成する。
- ・医歯薬学総合研究科博士課程においては，平成17年度魅力ある大学院教育イニシアティブ採択「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」で設置した新興感染症病態制御学系専攻感染症専門医養成コースを継続し，専門医の養成を進める。
- ・資格に関する意識調査等を参考に資格取得の指導を積極的に行う。
- ・大学院博士課程又は博士後期課程の進学率の向上のため，進学説明会を積極的に実施し，学位取得までのプロセスとメリットを明確にする。
- ・21世紀COEプログラム等の外部資金によるポスドク等の雇用を継続する。
- ・ポスドクの雇用を可能とする大型プロジェクトに積極的に応募する。
- ・海外語学研修を容易にするため，学生交流に係る覚書締結を推進する。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新Web学生支援システムについて，平成21年度の導入に向けて準備を進める。
- ・医学部医学科においては，学部の特長性を反映させた独自の成績管理システムを本稼働さ

せ、データの収集、管理、分析を行うシステムを確立させる。

- ・「学生による授業評価」の授業改善への利用状況把握のため、「授業改善に関するアンケート」の実施を定例化する。
- ・授業評価結果のより詳細な利用方法と学生への新たな開示方法について検討し、平成20年度から実施する準備を進める。
- ・授業評価実施の柔軟性及び授業評価業務の効率化を図るため、マークシートを用いないオンラインでの授業評価の試行を開始する。
- ・学生の授業評価を活用したカリキュラムマネジメント体制の設計と運用開始のための準備を行う。
- ・授業評価への一括申請継続等により、専任教員の授業評価実施率がほぼ100%となるようにする。
- ・授業評価システムにおける記述式解答欄の分析を試行する。
- ・これまでに行ってきたGPAや単位取得状況等の達成度指標を用いた教育の成果・効果の分析を、全学部において引き続き継続する。
- ・昨年度実施した全学アンケート、部局アンケートの結果を利用して教育の成果・効果を検証するとともに、調査結果に基づいた教育改善を行う。
- ・教育の成果・効果の検証を行うために、部局においても、必要に応じて卒業生を対象としたアンケート調査を行う。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・本学の入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーについては、入学者選抜要項（大綱）、学生募集要項及びホームページに掲載し、周知を図ってきており、本年度についても継続して実施する。
- ・今後の社会の変動に対応するため、アドミッションセンターの機能を強化し、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導的組織として支援を行う。
- ・アドミッションセンターの兼務教員を対象とした研修会を継続する。

(学士課程)

- ・従来的一般選抜、推薦入試、AO入試、社会人、編入学、私費外国人選抜に加えて、帰国子女特別選抜に関するアドミッション・ポリシーについても、新たに学生募集要項及びホームページに掲載し、周知する。
- ・入学定員の適正さを点検し、平成22年度以降の入学者選抜方式の方針を決定する。
- ・平成20年度以降の出題に役立てるために、一般選抜の共通問題（数学、理科、英語）について分析・評価を継続する。
- ・全学的な大学入試説明・相談会の開催の検討を行い、実施に努める。
- ・オープンキャンパス、出前講座、高校訪問、県内高校教諭と本学教員との協議会・懇談会の充実を図るとともに、高校生を対象とした大学の講義の開放の継続についても、長崎県教育委員会と協議を実施する。
- ・ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を更に推進し、その運用方法を確立する。
- ・アドミッションセンター兼務教員を対象とした可否に関しての識別力を高めるためのFDプログラムを実施する。
- ・追跡調査を行うシステムの導入計画変更に対応するため、現行の教務電算システムを用いて入学から卒業までの学生の修学状況について追跡調査する体制を整え、調査を実施する。

(大学院課程)

- ・各研究科において、ホームページ上及び学生募集要項によってアドミッション・ポリシーを継続して公表・周知する。
- ・「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の採択を受けて、医

歯薬学総合研究科博士前期・後期課程においては、英語による特別コースを開設し、教育内容を充実する。

- ・平成18年度に採択された「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の充実を図る。
- ・教育学研究科において教職大学院構想の検討を継続する。
- ・生産科学研究科博士後期課程においては、入学定員の適正化を引き続き検討する。
- ・設置構想中である独立研究科「国際健康開発研究科（仮称）」の収容定員数の確保のため既存研究科の定員見直し作業を進める。
- ・既に秋季入学制度を導入している医歯薬学総合研究科（博士前期課程、博士後期課程及び博士課程）、生産科学研究科（博士後期課程）においては秋季入学制度を引き続き実施し、その他の研究科（博士前期課程、修士課程）においても導入の可能性を検証する。

（学士課程・大学院課程共通）

- ・大学院入試の広報体制を整備し、その運用を図る。
- ・アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法については、本学が行う各種入学説明会やオープンキャンパス等のほか、他大学と連携して行う合同説明会や相談会等を通じて、引き続き周知を図る。
- ・アドミッションセンター兼務教員を対象とした合否に関する識別力を高めるためのFDプログラムを実施する。
- ・入学者選抜に関する要望・照会・質問等に対応するためQ&Aをホームページに掲載し、要望等に対応した改訂を引き続き行う。
- ・効率的かつ広域的情報の伝達方法として、高校生向け大学紹介DVDをオープンキャンパスや大学訪問の受験生や保護者、進路指導教諭に配付することを継続する。
- ・受験生への積極的な情報提供及び情報発信のため、入試携帯電話サイトを継続的に開設する。
- ・社会人入学者を増加させるために、過去に入学実績のある機関等への教員訪問や広報活動を引き続き実施する。
- ・外国人留学生の入学を促進するため、次の施策を講ずる。
 - ①留学生センターに新たに日本語教育コースを立上げ、科目等履修生として外国人留学生を入学させることを検討する。
 - ②海外留学フェア及び国内での留学説明会に参加し、入学志願者の増加を図る。
 - ③短期留学プログラムについての調査・検討結果の検証を行うとともに、その結果を公開し、プログラムの充実を図る。
 - ④交換留学プログラム学生が受講できる長崎蘭学関連の授業科目を新設する。
 - ⑤長崎県、長崎地域留学生交流推進会議と連携して留学生活用・支援事業の在り方を検討する。
 - ⑥国際交流会館拡充のための方策を検討する。
 - ⑦国際交流会館、留学生交流スペース（プラザ）等について留学生の声を反映させる。
- ・「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の採択を受けて、医歯薬学総合研究科博士前期課程・博士後期課程に英語による特別コースを開設し、留学生を受け入れる。
- ・英語による短期留学プログラムの学生選抜選考基準を見直すとともに、授業科目を増やし、プログラムの充実を図る。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

（学士課程）

- ・全学教育カリキュラム検討ワーキングを継続して設置し、高等学校までの教育との継続性を考慮した初年次段階での基礎共通学習スキルを達成するための新全学教育カリキュラムの準備を進める。
- ・英語の習熟度別クラス編成を試行し、その効果を検証する。

- ・引き続き、高等学校の学習指導要領改訂に対応した新たな教育課程を実施し、カリキュラムの編成については各部局において不断の点検・見直しを行う。
- ・インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携したフィールド型の教育を一層充実させる。
- ・留学生を長崎地域の小・中学校、高校に派遣する異文化体験実習を継続する。
- ・教育内容の学際化、高度化及び国際化を推進し、また、安全、環境及び倫理等の内容を含む多様な授業科目を充実させる。
- ・教育学部においては、過去5年間の努力により教員採用率を全国トップクラスまで高めてきたが、引き続き教員採用率の上昇に向けて新カリキュラムの見直しを行う。
- ・水産学部においては、学芸員の資格取得を可能にするために、カリキュラムの整備を進める。
- ・教育学部において、九州地区8大学単位互換制度を利用した書道教育の充実を行う。
- ・長崎大学と放送大学との単位互換モデル構築に向けた研究プロジェクトの実施を継続する。
- ・長崎県内大学等との単位互換制度「NICEキャンパス長崎」の実施本部を長崎大学に移し、実施体制を充実させる。
- ・平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「特色ある初年次教育の実践と改善～教育マネジメントサイクルの構築～」を更に発展させるために以下の取組を行う。
 - ①特色GPで開発した教育マネジメントポータルを全学的運用を、大学教育機能開発センター初年次教育開発研究部門が中心となって開始する。また、その活用のためのFDを実施する。
 - ②教育マネジメントサイクルの充実に教育マネジメントポータルを活用するため、FDプログラムの開発を行う。
 - ③工学部では、本事業で開発したリメディアル授業「数学」に関するeラーニングコンテンツのグレード・アップを図るため、本格的に補助教材として学生に利用させる。
 - ④環境科学部においては、新文理融合型カリキュラムを検討する。
- ・平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を更に発展させるために以下の取組を行う。
 - ①平成18年度から導入した「創成プロジェクト」の履修学生数を増加させるため、説明会等を開催する。
 - ②創造工学センター学生のものづくり部門が担当して、第5回「学生ものづくり・アイデア展 in 長崎」を実施する。

（大学院課程）

- ・各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、随時その内容の改善を図る。
- ・全研究科で、学位授与へと導く段階的教育プロセス（研究指導の年次計画）を学生に明示する。
- ・平成17年度魅力ある大学院教育イニシアティブ事業として採択されたプログラムについては、助成期間終了後も引き続き本学独自の事業として継続するとともに、博士後期課程にあっては、博士前期課程との連携した教育を継続する。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

（学士課程）

- ・授業時間外の学習時間を確保できるように、カリキュラムの編成・授業時間割の作成を行う。また、履修登録単位数の上限設定の制度を設けるとともに、教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、授業前後の学習についてもシラバスへの明示を進める。
- ・少人数セミナー（教養セミナー）については、対話型教育と現状のクラス規模を維持する（10名/クラス）とともに、各学部において少人数教育を継続する。
- ・大学院開講科目のシラバスを充実し開示する。
- ・シラバスの活用方法を検証し、必要に応じて改善する。

- ・引き続き電子化されたシラバスの運用を継続する。
- ・学務情報等の携帯電話での閲覧を継続する。
- ・少人数担任制，T Aによる助言・相談・支援を継続実施する。
- ・留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化し，チューター制度の充実を図る。
- ・平成18年度までに策定したT Aに係る方針等に従い，T Aによる教育補助を積極的に活用する。
- ・「コース管理システム『W e b C T 』」の運用継続等により，eラーニングを用いた時間外学習促進のための支援を行う。
- ・大学教育機能開発センターにおいて，「コース管理システム『W e b C T 』」の運用，先進的なeラーニングの取り組みに対する支援を継続することにより，各部局におけるeラーニング推進を支援する。

(大学院課程)

- ・きめ細かな教育・研究指導を実施するため，少人数授業，複数の指導教員による研究指導体制等を継続する。
- ・大学院生の学会発表，学会誌への論文掲載を促すため，顕彰制度の活性化や学位論文における研究成果の公表の義務付け等を行う。
- ・平成18年度に引き続き，大学院生自らが企画・立案・運営する第4回日中大学院生ジョイントセミナーを長崎大学で開催する。
- ・国内外の最先端の研究者等による特別講義，セミナー，シンポジウム等を継続する。
- ・平成18年度に教務委員会で決定した項目に沿ったシラバスを作成し，それに沿って教育を実施する。
- ・全研究科において，研究指導計画を明示し，計画に沿って研究指導を行う。
- ・全研究科において，シラバスの電子化を行い開示するとともに，チェックシステムを整備する。
- ・平成17年度魅力ある大学院教育イニシアティブ採択「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」のeラーニング事業を継続し，大学院生の自主学習環境を整備する。
- ・eラーニング教材英語マルチメディア学習システムの自宅等からの利用を促進する。
- ・全学教務委員会の下に設置されたeラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づき，eラーニングのポータルサイトを立ち上げる準備をする。
- ・T A採用による大学院生の実践教育を継続実施する。
- ・T Aマニュアル等によって教育効果を更に充実する。
- ・留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化し，留学生の支援体制を充実させる。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(学士課程)

- ・各科目の成績評価基準の統一を進める。
- ・シラバスに明記した学習目標到達度と成績評価基準に従って教育を進める。
- ・学習到達度に応じた成績評価の正確性を確保するために，学生からの成績評価に対する異議申し立てについては，便覧等に記載して学生に周知する。
- ・G P Aや医学部，歯学部における統一共用試験等を継続し，学習到達度の測定，履修指導への利用を継続する。
- ・卒業時において，特に優秀な成績を修めた学生について，学長による表彰等を継続する。

(大学院課程)

- ・全科目において学習到達目標，成績評価の基準・方法をシラバスに明示し，成績評価を実施する。
- ・適切な成績評価を実施するために，成績についての異議申し立て期間を便覧等に明示する。
- ・全研究科において，研究指導プロセス，指導体制，学位論文作成までのプロセス，認定基準を予め学生に明示する。

- ・成績優秀者に対する早期修了制度の活用を継続する。
- ・修了時において特に優秀な成績を修めた学生については、学長表彰・部局長表彰等を継続する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・全学教育における全学出動体制を継続する。
- ・全学教育における助教の科目担当の方針を明確にする。
- ・設置構想中である独立研究科「国際健康開発研究科（仮称）」の学際的教員組織の構築に向けた検討を進める。
- ・アジア系言語に堪能な派遣職員を適切に留学生課に配置する。
- ・平成17年度に作成したTA採用に関する基本方針及び18年度に構築した採用数調整システムにより、TAを有効利用する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・施設の効果的・効率的運用を図るため、講義室等の稼働率及び利用形態を把握し、利用率の低い講義室等の有効活用を図る。
- ・教育学部、工学部、水産学部の改修に伴う利用可能施設の不足に対応するため、全学的に講義室の効率的、弾力的な利用を促進する。
- ・留学生数の増加に伴い留学生センター等の教室を確保する。
- ・学生用図書収集理念を確立し、学生の要求に対応した効果的な収集システムを確立する。
- ・継続して重点分野の学生用図書の充実を図る。
- ・中央図書館の増築スペースを活かして、利用者のニーズにあわせた図書館多機能空間設計を行い、図書館空間、利用環境の整備を実施する。
- ・各学部・全学学生懇談会により、学生のニーズを図書館が直接把握し、図書館施設整備、図書館業務及びサービスに反映させる。
- ・附属図書館におけるマルチメディアの活用環境を充実させ、学生のニーズに対応したコンテンツの充実を行う。
- ・附属図書館の開館時間を更に延長する方策を検討する。
- ・部局内で流動的に共用する部局共用スペースを引き続き確保する。
- ・携帯電話の機能に対応して、図書館サービスの更なる拡充を検討する。
- ・eラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づきIT支援学習体制の全学的整備を進めるために情報メディアマネージャー体制を充実し、また技術向上のための打合せ、あるいは研究会を毎月開催する。
- ・講義用ホームページの充実をさらに図る。
- ・図書館資料とITを活用した学生のための自学自習支援システムの構築を継続して推進する。
- ・附属図書館研究開発室を活用して、図書館利用教育の活性化を図るとともに、図書館を活用した教育活動を試行する。
- ・学内の蔵書を活用するための基盤となる図書目録情報の遡及入力を継続して実施する。
- ・長崎大学における貴重資料及び長崎学関係資料を収集・保存するとともに電子化して発信するための「長崎学デジタルアーカイブス」の構築と拡充を継続して行う。
- ・附属図書館は学内部局等の研究成果を発表する場である学内紀要等の電子ジャーナル化を促進するための支援を継続して行う。
- ・附属図書館は学内で作成された研究成果を一元的に収集・発信する学術機関リポジトリの拡充を図る。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。
- ①適切な教育評価法を開発するため、大学教育機能開発センター初年次教育研究開発部門に

においてテキストマイニングを用いた、「学生による授業評価」回答データの自由記述文の分析に関する研究を継続するとともに、平成20年度以降も研究開発を継続するための体制を整備する。

- ②全学教育、専門教育の授業科目、留学生用科目について、学生による授業評価を継続する。また、専任教員については、実施率をほぼ100%とする。
- ③平成18年度に実施した卒業生・企業に対する全学的な教育に関する事後評価結果に基づき教育改善を行うとともに、次回の評価に向けて評価項目、方法の検討を行う。
- ④工学部及び水産学部において、JABEE認定制度継続審査のための準備を引き続き行う。
- ・授業評価結果を適切にフィードバックし、教育改善へ直結させるため以下の事業を推進する。
 - ①教員、部局への回答データ・集計データの提供を継続するとともに、より適切な結果を還元できるように統計・分析手法に関する研究開発を行う。
 - ②全体集計、部局毎集計、全学教育必修科目毎の集計結果のWebでの公開を継続するとともに、より有効な利用方法と学生への開示方法について決定する。
 - ③全学教育必修科目において、「学生による授業評価」集計結果に基づくFDを各科目委員会が中心となって開催し、教育マネジメント・サイクルの確立を目指すとともに、集計結果から科目毎の課題を抽出するプロセスを確立する。
- ・第2回目の教員の個人評価を実施する。
- ・ベストティーチャー賞等の高い評価を受けた教員の授業参観を継続する。
- ・大学教育機能開発センター初年次教育研究開発部門及び評価・FD研究部門による以下の事業を推進する。
 - ①-1「授業評価システム」の基盤整備を引き続き行うとともに、「学生による授業評価」の回答データの統計・分析手法に関する研究開発を行い、各教員が自由に回答結果の統計・分析が行えるようなシステムを構築する。
 - ①-2「『学生による授業評価』の自由記述部分」及び「『eポートフォリオ』の自由記述部分」の分析方法に関する研究開発を推進し、自由記述部分から学生の教育指導に関するヒントが得られるようなシステムを構築する。
 - ②「学生による授業評価」を継続するとともに、オンライン化を進める。
 - ③過去の授業評価データ(平成14年度～平成18年度)の管理を「授業評価システム」に統合する作業を継続するとともに、より詳細な集計・分析結果を公表する。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・以下の全学FD等の事業を実施する。
 - ①教養セミナー科目、情報処理科目において、高等学校と大学カリキュラムの導入的接続のためのFDを開催する。
 - ②教養セミナー科目において、専門教育との有機的接続を図るためのFDを実施する。
 - ③全学教育の各科目に関して科目内容検討、シラバス作成のためのFDを実施する。
 - ④効果的な教材開発のためのワークショップ型FD、eラーニング教材作成支援のためのFDを実施する。
 - ⑤学習ポートフォリオを活用した授業管理法に関するFDを実施する。
- ・全学FDに加えて各部局独自毎のFDを実施する。
- ・大学院担当教員を対象としたFDを実施する。
- ・総合的FD実施体制をより充実させるために、オンラインFDのための基盤整備を継続する。
- ・新たにオンラインFDコンテンツを作成するとともに、オンラインFDコンテンツを用いたワークショップ型のFDを実施する。
- ・平成18年度に実施された全学FDに関して、FDプログラムとその成果を評価し、結果をWebで公開する。
- ・各部局において部局FDの成果データの公表を進める。

- ・大学教育機能開発センター評価・FD研究部門及び初年次教育研究開発部門は以下の事業を推進する。
 - ①科目別委員会と共同で、全学教育に関するFDプログラムを開発し、実施する。
 - ②部局の要請に基づき、オーダーメイド型のFDを開発・提供するとともに、FD・ワークショップ等を通じて、eラーニングに関する先進的取組を積極的に支援する。
 - ③初年次教育指導支援システム活用のためのFDを実施する。
- ・情報メディア基盤センター情報メディア部門内に組織した学部横断的eラーニング研究会を軌道に乗せる。

○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ・「特色ある大学教育支援プログラム」事業で開発した補習授業「数学」に関するeラーニングコンテンツを本格的に学生に利用させる。
- ・全学教育に関しては大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ、平成19年度からの新教員組織制度を活用して助教の全学教育への参画を積極的に推進する等、全学教育をより効果的に実施できるような協力体制の強化を推進する。

○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・大学院を構成する基礎学部間での単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に進める。
- ・教職関連科目の共同講義を継続する。
- ・平和・多文化センターの活動の一環として、学術交流協定に基づいた漢陽大学校師範大学の集中講義への学生の参加を引き続き推進する。
- ・創造工学センター学生のものづくり部門が担当して、第5回「学生ものづくり・アイディア展in長崎」を実施する。
- ・平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を更に発展させるために以下の取組を行う。
 - ①平成18年度から導入した「創成プロジェクト」の履修学生数を増加させるため、説明会等を開催する。
 - ②地元産業界との連携を強化し、本物のものづくりを学生が身近に経験するための新しい授業科目「産学官連携プロジェクト」の導入を目指す。
- ・薬学部6年制による高度薬剤師養成に必要な、実務実習模擬薬局の整備及び全国統一共用試験(CBT及びOSCE)の実施を可能にする教育環境の整備を進める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言体制等に関する具体的方策

- ・学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、TA制度のこれまでの活動成果をまとめる。
- ・オフィスアワーの実施を継続する。
- ・休・退学及び不登校に対応するため教務委員会、学生委員会、保健管理センターによる「休・退学等対応方策検討ワーキンググループ」での検討を基に、「学生何でも相談室」と学部等の相談員との連携を強化する。
- ・「学生何でも相談室」への相談件数が多い項目について、「学生相談Q&A」を作成する。
- ・「学生相談の充実方策プロジェクトチーム」の検討結果をもとに相談機能を充実させる。
- ・平成18年度に整備したハラスメント対応体制を利用して、ハラスメント相談を強化する。
- ・単位取得状況の把握をより容易にする新Web学生支援システムについては、平成21年度の導入に向けて準備を進める。
- ・各学部においては、GPA、共用試験、到達度試験等を用いた教育の成果・効果の分析を継続する。
- ・医学部医学科においては、学部の特殊性を反映させた独自の成績管理システムを本稼働させ、データの収集、管理・分析を行うシステムを確立させる。
- ・情報メディア基盤センターでの受講環境整備の一環として、玄関前のアクセスを改善する。

- ・ 本学における I T 支援学習体制の全学的整備を進めるために、情報メディアマネージャー体制を充実する。
- ・ 講義用ホームページの試行を踏まえ、更に充実する。
- ・ W e b 学生支援システムの導入計画の変更に伴い、平成 2 1 年度の新システム導入に向けて準備を進める。

○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策

- ・ 平成 1 6 年度及び平成 1 8 年度に実施した学生生活調査による学生からの要望を精査し、更なる重点支援方策を設定し、施設等を整備する。
 - ・ 平成 1 8 年度に休・退学等対応方策検討ワーキンググループによって策定された対策及び各部局のきめ細かな対策により、休・退学及び不登校学生の減少に努める。
- ・ 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持
 - ①「学生何でも相談室」と保健管理センターが連携し、片淵・坂本地区の相談体制を充実する。
 - ②「学生何でも相談室」に引き続きカウンセラーを配置する。
 - ③各部局、保健管理センター、学生支援センターの学生相談に係る連携を強め、相談機能の充実を図る。
 - ④平成 1 8 年度に休・退学等対応方策検討ワーキンググループによって策定された対策及び各部局のきめ細かな対策により、休・退学者及び不登校の学生の減少に努める。
 - ⑤学生相談機能を充実させるために、「学生相談支援協議会（仮称）」を設置し規定を整備する。
- ・ 心身の健康保持・増進等の支援
 - ①健康診断について、学生の指導教員を通じて受診を促すとともに、オリエンテーション等で健康診断の重要性を訴え、受診率の向上を図る。
 - ②学長と長崎大学生生活協同組合との懇談会において、食堂の整備と学生・教職員の健康に留意したメニューの充実について協議し、一層のメニュー改善を図る。
 - ③学生支援施設（各種運動施設、コミュニケーションルーム）の整備を引き続き進める。
- ・ 就職支援
 - ①キャリアアドバイザー配置を継続するとともに、キャリア情報の充実とキャリア情報コーナーの利用を促進する。
 - ②「キャリア支援のあり方検討ワーキンググループ」の結果を受けてキャリア形成支援を充実させる。
 - ③就職支援担当教員連絡会等で、各学部の就職担当教職員が就職支援事業の情報を共有し、就職指導の充実を図る。
 - ④就職委員が外部講師の推薦など、キャリア科目の授業実施に参画し、更なる充実を図る。
 - ⑤全学教育科目、専門教育でのキャリア教育・インターンシップを充実させる。特に、工学部においては、平成 1 8 年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 G P）」事業の一環として設置された「工学部産学官連携教育支援室」を中心に、地元産業界との連携を強化する。
 - ⑥学内合同企業説明会の実施方法等を工夫し、参加企業及び参加学生の増加を図る。
 - ⑦就職に関する学生の自主企画を引き続き支援する。
- ・ 学生の自主的活動の支援
 - ①競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及びボランティア活動等に対する学長表彰を引き続き実施するとともに報奨制度の在り方について検討する。
 - ②学生支援施設（各種運動施設、コミュニケーションルーム）の整備を引き続き進める。

・経済的支援

- ①社会人に対する学費免除による経済支援を充実させる。
- ②各種財団等による奨学金制度を積極的に活用するとともに、外部資金による奨学金制度創設の可能性を検討する。
- ③TA、RA経費を確保し、大学院生のTA、RAへの雇用を継続する
- ④外部資金による研究支援員等への雇用を増やす。

○社会人及び留学生等に対する配慮

・社会人に対する配慮

- ①社会人（特に夜間主コース）学生の教育環境に配慮し、共用場所の夜間照明の整備に更に努力する。
- ②学生相談体制、オフィスアワーを継続する。図書館、学生施設等の夜間機能を充実する。
- ③附属図書館の開館時間を更に延長する方策を検討する。
- ④携帯電話の機能に対応して、図書館サービスの更なる拡充を検討する。

・留学生に対する配慮

- ①留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化し、チューター制度の充実を図る。
- ②国際交流プラザの充実を図る。
- ③長崎地域留学生交流推進会議との連携を図り、留学生用宿舍の確保に努める。
- ④国際交流会館拡充のための方策を検討する。
- ⑤長崎県、長崎地域留学生交流推進会議と連携して留学生活用・支援事業の在り方を検討するために設置されたワーキンググループに参画し、奨学金制度の充実を図る。

・障害者に対する配慮

- ①施設のバリアフリー化を引き続き進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- ・平成18年度に本学の特性をもとに策定した重点研究10課題を戦略的に推進する。
- ・国際連携研究戦略本部の機能を活用し、アジアを中心とした国際連携研究を熱帯病・感染症領域から他領域（放射線医療科学、海洋環境領域など）へ更に拡大を図る。
- ・重点研究10課題を中心に、世界的中核拠点形成を推進する。
- ・国際連携研究戦略本部は新たに国際保健領域における複数のODA関連プロジェクトの受託を目指す。
- ・平成18年度に策定した重点研究10課題から申請された支援要望項目を整理し、外部資金も活用して戦略的な支援を実現する。
- ・基礎研究支援の一環として学長裁量経費による出版助成を実施する。

○大学として重点的に取り組む領域

- ・グローバルCOE獲得にむけて21世紀COEの後継プログラムとして推進してきた放射線医療科学分野及び感染症科学分野を積極的に支援する。
- ・経済学部創立100周年寄附金を財源として東南アジア経済に関わる組織的研究を支援する。
- ・新たな学術協定締結大学（校）を中核とし、日本-台湾-韓国-中国を結ぶ環境学研究教育の交流ネットワーク形成を推進する。
- ・環東シナ海海洋学・水産学研究を国際的に展開するために、本学が中心となり、済州大学、上海水産大学、琉球大学の四大学による国際ワークショップ開催を支援する。
- ・本学の特色ある最先端分野の一つで、重点研究課題とした「国際感染症創薬研究事業」を積極的に推進し、文部科学省「橋渡し研究支援推進プログラム」への事業参加を目指す。

- ・少子化，高齢化，地域災害，医療，福祉，健康管理など，現代の諸問題や本学の特性を踏まえた学際的研究を推進する。
- ・各省庁等の公募に対応した産学官連携の研究プロジェクトを設定し，推進する。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・学内研究室訪問，企業訪問の活動を推進し，シーズとニーズのマッチングの増加を図る。
- ・長崎大学産学官連携機構を中心に自治体等との共同研究を図るとともに，商工会議所等を介した県内企業との交流会を推進する。
- ・首都圏でのコラボ産学官交流会を活用し，首都圏における産学連携を推進する。
- ・共同研究交流センターが構築している研究情報データベースの充実・周知を継続する。
- ・附属図書館は学内で作成された研究成果を一元的に収集・発信する学術機関リポジトリの拡充を図る。
- ・長崎大学産学官連携機構と長崎TLOの連携を継続し，一層の活動推進を図る。
- ・共同研究交流センターの学内共同利用機器について，学外利用規定を策定する。
- ・環境教育研究における地域連携のコーディネートセクションとして，環境教育・研究マネジメントセンターを開設する。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・重点研究10課題から提出された要望を戦略的に実施するとともに，研究進捗状況をグローバルCOE企画運営委員会が点検・評価する。
- ・生命科学系では各分野ごとのインパクトファクター合計点を点検，整理するとともに，引き続きSCI及びSSCI登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を中期計画期間内に増加させることを目指す。
- ・人文，社会，自然，生命科学系全ての分野で，中期計画期間中に学術雑誌に公表する研究論文や著書等の発表件数，特許の出願数増加を目指し，分野ごとの状況を整理し，支援策を設定する。
- ・学内で推進されている大型プロジェクトのホームページを充実させるとともに，一般市民を対象とした公開講座を実施する。
- ・コラボ産学官交流会を開催し，産学連携を推進する。
- ・部局が推進する研究課題については，当該部局が各分野研究水準を基に進捗状況を評価し，その後の推進方向を定める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・国内外研究機関や組織へ調査研究業務委託が可能となる制度を構築し，実施する。
- ・有能な若手教員や研究者育成に向けてのテニュアトラック制度を構築し，運用を開始する。
- ・教育研究の国際化のため海外からの教職員の採用を引き続き推進する。
- ・重点研究10課題を中心に，大型の競争的外部資金獲得を支援・推進するとともに，学長裁量による経費を活用し新たにポスドクを採用する。
- ・研究方針に沿った客員研究員，日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。
- ・新たに設定するRAの雇用計画に基づき，RAの活用を更に促進する。
- ・前年度に教育研究支援部を設置した地区においては，支援部独自の機能を生かし，専門的能力の向上のために，退職者の技術継承のための研修等を企画し，実施する。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・前年度に選定した重点研究10課題を財政的に支援するために，各課題からの要求項目を整理し，グローバルCOE企画運営委員会の審議を経て，役員会で支援項目を決定する。
- ・重点研究10課題については成果の報告を義務付け，ホームページに公表する。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・平成19年9月完成予定の大学連携型企業家育成施設であるインキュベーションラボの積極的活用を図る。
- ・本年度中に竣工する老朽化施設の改修においては、概ね20%の共用スペースを確保し、研究スペース等として活用を推進する。
- ・実践的環境教育研究の実施拠点施設として雲仙Eキャンレジ (ECOLOGY CAMPUS VILLAGE) の整備に着手する。
- ・校舎等の学内建築物の改築、改修に伴って確保してきた概ね20%の共用スペースについては、引き続き全学的に有効活用する。
- ・医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策の検討を更に推進する。
- ・外部資金に付随する間接経費の拡充に伴い、共同研究設備整備の充実を図る。
- ・学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行う。
- ・各研究分野内で所有している研究機器についての情報公開を一層推進するとともに、既に公開した施設については活用状況を調査し、更なる有効活用を図る。
- ・学外調査研究機関との研究施設供用を推進する。
- ・現在の各種情報提供の有効性を検証し、より効果的な方法を検討する。
- ・電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け、平成20年度に向けて電子ジャーナル購読の充実を図る。
- ・電子学術情報の利用支援ツールの導入を検討する。
- ・人文・社会系資料の充実を継続して支援する。
- ・キャンパス情報ネットワークの高速化及び安定稼働を図るため、次期キャンパス情報ネットワークシステムの整備を目指す。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・知的財産本部と長崎TLOの連携を更に密にして企業訪問を行い、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘のサイクルを更に推進する。
- ・自治体や県商工会議所等との連携を密にして県内企業との共同研究を推進するため、産学官連携戦略会議を充実する。
- ・知的財産及び周辺事項について研究者に周知徹底を図る。
- ・長崎県・長崎市及び県立シーボルト大学、長崎総合科学大学と連携し、長崎市出島地区に、産学官連携「インキュベーター」を開設する。
- ・企業で実施される可能性の高い特許の申請増をさらに進める。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・重点研究10課題の進捗状況を集約し、水準確保・上昇を目指す。
- ・次期中期目標設定を視野に入れ、重点研究10課題の進捗状況を集約し、報告書やホームページに掲載する。
- ・教員個人評価結果を部局ごとに取りまとめ、部局の研究活動を点検・評価する。
- ・教員個人評価を実施し、研究活動に関する点検・評価を実施し、公表するとともに研究活動の質の改善・向上を図るため指導助言を行う。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・21世紀COE及びグローバルCOEの海外展開（国際連携）に国際連携研究戦略本部の機能を活用する。
- ・環東シナ海海洋環境資源研究センターを国内外の海洋・水産研究機関との共同研究推進基地として活用する。
- ・熱帯医学研究所の自己点検評価結果を基に、全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。
- ・共同研究交流センターが構築している研究情報データベースの充実・周知を継続する。

- ・自治体等と協力して産学官共同研究及び大学発ベンチャー創設支援のための方策を検討し、その具体化を図る。
- ・コラボ産学官交流会を開催し、産学連携を推進する。
- ・先導生命科学研究支援センターの更なる改善強化を図るために、学内共同研究体制としての支援機能を点検評価する。
- ・済州大学校に設置した長崎大学-済州大学校交流推進室を活用し、済州大学校との研究交流を推進する。
- ・学内共同教育研究施設が学際的、国際的な研究を一層推進することを可能とするために外部からの競争的資金による間接経費を戦略的に活用する。
- ・外国の大学や研究機関との学術交流、学生交流を一体として推進するために、学術交流委員会と留学生委員会を統合し、国際交流委員会を設置する。
- ・平成17-18年度の成果と連携研究の経験に基づき、大学で実施する予定の「複式授業指導法(仮称)」の授業実践と教育研究を遂行する。

○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・熱帯医学研究所については、ベトナムとケニアの常駐型海外感染症研究拠点に現地研究員を雇用するなど国際共同研究体制を維持・強化する。
- ・医歯薬学総合研究科附属原爆後障害医療研究施設については、広島大学や独立行政法人放射線医学総合研究所等と連携してアジアにおける放射線医療科学研究の拠点形成を推進する。
- ・熱帯医学研究所の研究水準を点検する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するための様々な方策を、社会的ニーズや地域のニーズに基づいて推進するとともに、近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務を継続実施する。
- ・研究室見学会を継続して行う。
- ・地域企業、実績のある国内機関等への教員訪問や広報活動を行う。
- ・医学資料室、薬用植物園、お菓の歴史資料館等の一般開放を継続するとともに、医学部創立150周年事業として建設予定の生涯学習国際センター(仮称)の一般開放に向けた整備を行う。
- ・心の教育総合支援センターの活動を一層推進する。
- ・公開講座、カウンセリング、遠隔相談を継続して行う。
- ・公開講座が社会のニーズに適切に対応したものとなるための講座評価を継続して行う。
- ・離島における小・中・高校を対象とした大学教員の授業訪問等を引き続き実施して離島教育を推進するとともに、校内研修での職員への指導助言ばかりではなく、児童・生徒を対象とした個別相談も実施する。
- ・現職教員に対する再教育として、研修会、各種研修、講師の派遣を継続して行う。
- ・高大連携事業による、オープンキャンパス、高校訪問、高校生向け公開講座を継続し、参加者を増加させる。
- ・教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施を継続する。
- ・ながさき産学官netの運用協力体制を継続して維持する。
- ・社会の要望に答えるため、国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に継続参画する。
- ・「幕末・明治期日本古写真の教育・生涯学習への創造的活用と国際的日本教育・研究支援事業」を行う。
- ・附属図書館が所蔵する貴重資料を素材に、企画展の開催及び学部や学会等の催しにおける展示を行う。
- ・長崎学の研究・学習を支援するため、郷土資料コーナーの一覧性・利便性を向上するとともに

に貴重資料のセミナーを開催する。

- ・近代黎明期和装本を整備・充実し、全文画像データベースの構築を開始する。
- ・県内の歴史的写真の収集を開始する。
- ・貴重資料の修復保存計画案（５年間の年次計画）に基づき、保存環境の整備、資料の修復等を図る。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大するため、設置機器、機器管理者等のリストを作成し、利用システムを整備する。
- ・「産学官連携のための長崎県下大学等間ネットワーク」での連携の推進を継続する。
- ・「産学官ビジネス支援センター戦略会議」の活動を推進する。
- ・地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携を強化するとともに地域の社会人や高校生にも開かれたNICEキャンパスの開発に取り組む。
- ・県内の大学図書館・公共図書館・博物館等の連携強化を図るため、電子化等について技術支援を行う。
- ・放送大学との合策に基づき、相互の連携と図書の共同利用化を更に推進する。
- ・引き続き県内他大学等研究機関からの長崎TLOへの役員参加と出資、会員加入などを推進するとともに、長崎TLOに特許流通アドバイザーを雇用する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・昨年度設置した長崎大学産学官連携機構を活用して技術移転の増加を図る。
- ・附属図書館の県内企業に対するビジネス・ライブラリ化を促進する。
- ・産学官連携機構やコラボ産学官を基盤にした産学連携の推進を継続する。
- ・長崎県や産業振興財団等との共同研究の推進を図る。
- ・産学交流面談・相談会、コーディネーターによる企業訪問、産学官連携シンポジウムを継続して実施する。
- ・長崎県の地理的状況を勘案しつつ、本県全般に亘って地域社会が主催する研究会等に参加し、活動を支援する。
- ・共同研究等の健全かつ適正な実施のため、知的財産ポリシーの周知徹底と知的財産創出意識の育成活動を継続する。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・重点研究10課題に関連して長崎大学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。
- ・外国の大学等との学術交流協定締結を進める。また交流協定に基づく国際交流事業に対する支援を引き続き行うとともに、本学の立地環境を活かして重点交流大学を選び、交流内容を実質化、高度化するための調査を行う。
- ・上海水産大学、吉林大学（中国）との学術交流協定を締結するとともに欧米他大学との学術交流を推進する。
- ・前年度に引き続き、学生や事務職員の海外語学研修を継続するとともに、更に拡充する。
- ・海外語学研修を促進するため、学生交流に係る覚書締結を推進する。
- ・学長裁量経費により職員の海外派遣に対する支援を継続して行う。
- ・アジア系言語に堪能な派遣職員を適切に留学生課に配置する。
- ・長崎県、長崎地域留学生交流推進会議と連携して留学生活用・支援事業の在り方を検討するとともに、奨学金の獲得を増加させる。
- ・教職員の留学生後援会への加入率の向上を図る。
- ・本学独自の経費により優秀な私費留学生に対して経済的支援を行う。
- ・国際交流会館、留学生交流スペース（プラザ）等について留学生の声を反映させる。
- ・外国人研究者の招聘に当たって、研究並びに生活支援体制を整備する。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・国際連携研究戦略本部は新たに国際保健領域における複数のODA関連プロジェクトの受託を目指す。
- ・現在設置されている3つのWHO協力センター（精神保健、甲状腺疾患と自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病）を引き続き維持するとともに、国際機関による共同研究に参画する。特に、熱帯性ウイルス病では、鳥インフルエンザを中心とした地球規模での新興感染症対策への人材派遣、及びWHOの主催する会議へ専門家をコンサルタントとして参加させる。
- ・環東シナ海海洋環境と資源の保全に向けて韓国・中国との共同研究を推進する。
- ・グローバルCOEの基本コンセプトを含む被ばく者治療の先端的研究を展開する。
- ・ケニア、ベトナムの海外拠点の活動範囲を拡大し、日本人大学院生、若手研究者や現地人研究者の修練の場としても活用し人材育成に資する。
- ・韓国・済州大学校に設置した交流推進室を活用する。
- ・水産学部と環東シナ海海洋環境資源研究センターでは、連携融合事業の第2の拠点として上海水産大学（中国）に交流推進室を設置する。
- ・「幕末・明治期日本古写真」、「グラバー図譜」等のWeb対応データベースにより、電子展示の国際的拠点を維持するとともに、国内外の日本研究を継続して支援する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・院内のイントラネットを利用して、本院における患者サービスへの取り組み状況、苦情対応事例、ボランティア活動実績等を紹介することにより、各部署との連携及び業務の効率化を図る。
- ・女性外来を開設し、診療を開始する。
- ・引き続き病床稼働率のアップを図る対策を検討する。
- ・手術室の効率的運用を踏まえて、手術件数の増加を図るため、患者の手術室在室時間の短縮に努める。
- ・医薬品採用適正化小委員会を年2回定期開催とし、医薬品採用数を現行から約100品目削減する。さらに後発医薬品の採用割合を現行より約0.5%増加させる。
- ・総人件費改革に係る定員削減を受けて、さらに業務委託の推進を図る。
- ・診療録管理室を設置し、診療情報の共有化を図る。
- ・平成20年6月の新病棟の開院に向けて、新病棟における臓器別・病態別診療体制を構築する。
- ・県内全体を視野に入れた周産期医療（妊産婦及び新生児医療）の体制構築について継続検討する。性教育を通じた感染症の予防。県内における遺伝カウンセリング体制を把握し、その充実を図る。
- ・次期医療情報システムへの移行に伴い、クリティカル・パス（診療計画工程表）の電子化に取り組むとともに、バリエーション分析等を行うことにより、更なる作成精度の向上を図る。
- ・現在の病院間のネットワークを拡大するとともに、地域医療連携に関する病院・診療所・訪問看護情報の共有化ができるシステムを構築する。前方連携としての事前予約システム促進として、紹介元医療機関に対する広報を行う。
- ・関係委員会との連携を強化するとともに、安全管理担当者の増員を検討し、高度な安全管理体制及び品質管理体制を構築する。
- ・ISO（国際標準化機構）9001認証の更新審査を受審し、規格要求事項に基づく医療サービスの継続的改善を図る。
- ・日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定更新審査を受審する。
- ・病院ホームページに掲載している診療実績等について、定期的に更新し、情報の陳腐化を防止する。
- ・本館改修については、病院本館改修設計部会の下に、本館の地階～7階は外来ワーキンググループ、8階～12階は研究棟ワーキンググループで詳細な改修計画等について検討する。
- ・副病院長及び病院長補佐による病院長をサポートする体制を維持するとともに、経営の改善

及び効率化を推進する組織を強化・維持する。

- ・原価計算の精度を高め、経営面で寄与する診療部門に対してより効率的な予算、人員の重点配分を行う。
- ・医科系診療部門は、SPD（包括的物流管理システム）導入計画の策定等をSPDワーキンググループで検討し、診療材料の品目の削減等について医療材料等選定委員会で検討を図りSPD導入の推進を図る。

○良質な医療人養成の具体的方策

- ・医学・歯学生に対して引き続き診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE（客観的臨床技能評価法）及びadvancedOSCE並びにPBLチュートリアル（問題解決型学習）を実施する。歯学生に加え医学生に対しても、教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—に沿った臨床実習を実施する。
- ・新たに導入した高機能患者シミュレーションモデルを使い、心肺蘇生だけでなく、ショックなどの急変時の対応を訓練する。
- ・初期研修では、研修内容を一層充実させるため、引き続き、研修医全員が経験目標値の達成を目指す。
- ・後期研修では、大学病院と地域病院との間で後期研修のネットワークを構築し、人材確保に努める。
- ・歯科研修については、協力型研修施設数を増加し連携の強化に努め、臨床研修指導体制の充実を図る。

○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- ・高度先進医療専門委員会において、新規申請の審査及び承認済み案件の検証・評価を行う。
- ・医療機器等の研究開発に向けて、継続的に産学官連携活動を展開する。
- ・治験及び製造販売後臨床試験に携わる試験実施者のモチベーションを上げ、治験実施率の向上を図る。
- ・地域治験ネットワークにおける中核病院として、地域の治験コーディネーターの育成を図る。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・診療体制の活性化を図るため、病院所属の教員への任期制の適用を継続する。
- ・医療事務職員の専門職員化及び医療技術部の効果的な人員配置を継続検討する。
- ・長崎大学の人事評価制度に沿って、人事考課実施の全面实施を準備する。
- ・組織の活性化と病院経営の効率化のため、病院長の下に一定の教員を確保するプールバンク制度を維持する。

○離島医療及び地域医療を充実するための方策

- ・卒後臨床研修プログラムにおける離島医療総合コースの充実を図り、本コース選択を研修採用時に促すとともに、プログラムの充実を図る。
- ・医療人GP「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」で修練医募集を行い4名採用し教育する。
- ・平成19年度以降は、大学病院と離島・へき地病院等との連携をより強固にし、充実した離島医療・地域医療を構築する。
- ・現在の病院間のネットワークを拡大するとともに、地域医療連携に関する病院・診療所・訪問看護情報の共有化ができるシステムを構築する。
- ・市民への医療・福祉の啓発のため公開講座を企画開催する。
- ・患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」の援助や公開講座の開催や支援を積極的に進める。
- ・地域連携に関する講演会・研修会を、年2回開催する。
- ・トロント大学地域医療学講座と連携し、へき地拠点病院のスタッフ教育を行うとともに、へ

き地での医療人プログラムの充実を図る。

- ・へき地医療体験合宿を行い、研修医・医学生にへき地での医療活動を体験させ、地域に貢献できる医療人育成を図る。

○医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

- ・国際ヒバクシャ医療センターを国際拠点として、世界各地の被爆地における国際共同研究や医療被曝の国際比較を行うとともに、海外の原爆被爆者や核実験等のヒバクシャの健診・治療を推進する。海外の被爆地からの医療関係者の病院研修を国際ヒバクシャ医療センターを中心に行う。また、WHO－REMPANの Collaborating Center として、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの更なる構築を目指す。
- ・国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて具体的構想を構築する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・学部と附属学校園とのなお一層の共同連携を図る。
- ・附属教育実践総合センターと附属学校園との定期的な協議を継続し、学部学生及び研究科大学院生の実習改善について協議する。また引き続き、各教科の授業研究と教育実地研究について共同研究を行う。授業の共同研究については、更に数的拡大を図る。
- ・教育学部教員と附属学校4校園教員との日常における交流を更に深め、教育学部学生及び教育学研究科大学院生の指導や援助、附属学校4校園におけるカリキュラムの編制や幼児教育の在り方、学習指導法の改善、学習教材の開発、教育相談や発達相談、特別活動、特別支援教育等に関わる共同研究を引き続き継続し、その充実を図る。

○学校運営の改善に関する具体的方策

- ・学校評価、育友会、学校評議員会、学校公開を積極的に活用して保護者や地域社会の意見や要望を学校運営に生かす努力を継続する。
- ・育友会と連携し、幼児・児童・生徒の地域活動の活性化、保健指導の充実、食に関する指導、読書活動の活性化などを図る。
- ・幼稚園における保健指導について引き続き充実を図るとともに附属校園の養護教諭の連携を図り、支援体制を整える。
- ・中学校では、いじめの実態を把握すると共に、いじめ対策を危機管理マニュアルへ記載する。
- ・変形労働制の実施に伴う諸課題について検討し、適切に実施できるよう努力する。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・今後の入学者（入園者）選考の在り方について、附属学校4校園と教育学部で協議する。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・研修要項に従い、研修実施委員会及び研修運営委員会において当該教員の研修内容を検討し、適切に実施する。
- ・校内における現職教育研修の充実を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・戦略企画会議を活用し、教育研究、産学官連携、地域連携、国際連携の重点的施策の推進を図る。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・大学としての総合的な観点から戦略的、機動的に大学運営を行うため、昨年度設置した学長室を引き続き活用する。また、必要に応じて理事、学長補佐等を出席させるなどして、学長室の更なる充実を図る。
- ・各部局の活動を十分把握するとともに、全学的な大学運営事項に関する調整機能を強化するため、連絡調整会議の効果的な活用を図る。
- ・引き続き平成18年度分のセグメントごとの収支データ、損益データを作成し、平成16年度・平成17年度分と比較分析することで、予算配分方針に反映させる。
- ・機動的な大学運営体制を構築するため、経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要事項を審議する機関として必要に応じて合同委員会を設置する。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・学部長等補佐体制については制度を確立したところであるが、教授会等における審議事項の精選については引き続き継続することで教授会運営の更なる効率化を進める。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・平成19年度に受審予定の認証評価や中期目標期間における暫定評価に対応するため、計画・評価室へ評価に知見のある専任教員を配置（平成18年度末）し、同室事務職員及び兼務教員と計画・評価等立案支援作業について一体的な取組を行い、計画・評価本部による円滑な計画等立案の支援に資する。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・平成18年度に精選した重点研究10課題を推進するために、科学研究費補助金等の競争的外部資金に附随する間接経費を戦略的に活用する。
- ・総人件費改革に対応して、5%の人件費削減計画を実行し、うち1%については、法人化前の第10次定員削減により学長管理とした人員とともに、機動的・戦略的に使用するため学長管理として確保する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・経営協議会の開催にあたっては、引き続き議題の精選等を行うとともに、会議資料の事前配付の徹底及び大学経営に係る課題等について、十分な意見交換の時間の確保を図る。
- ・大学運営や学部等の運営に学外からの意見を反映させるための学外有識者を加えた運営委員会、外部評価委員会等を継続する。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・監査室による業務及び会計監査を引き続き臨時・定期的に行うが、本年度については特に科学研究費補助金に対する監査を中心に、法令遵守に向けた内部監査の充実を図る。

○国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・大学運営の効率化を図るため、国立大学協会等の全国組織及び同協会九州支部等での活動を通じて、自主的な連携・協力体制の整備充実を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・教育研究組織の見直しに関する事項については、学長と学長室が一体となって部局等との調整を図る体制を構築する。

○教育研究組織の見直しの方向性

- ・学校教育法等の改正に伴う教員組織の整備（准教授、助教の設置）を行うとともに、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に

係る責任の所在が明確になるように教員組織編制の検討を引き続き進める。

- ・独立研究科「国際健康開発研究科（仮称）」の設置に向けた準備を進める。
- ・教員養成課程への改組等も含めて、教育学部の充実策の検討を進めつつ、教職大学院の設置に向けて長崎県教育委員会とも連携を図りながら、引き続き検討を進める。
- ・学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・教員については、「教員の人事評価検討ワーキンググループ」において明確にした人事評価の基本方針と、処遇への反映を前提としたスケジュールに従い、人事評価を進める。なお、評価法については、第2回目の教員の個人評価結果を踏まえ、全学的指針を作成する。
- ・事務系職員については、試行結果を踏まえ、国家公務員の新たな人事評価制度の手法も参考にしつつ更に検討を進めるとともに、新たな評価手法を浸透させるため、今後数回の試行を重ね、人事評価制度の構築を図る。
- ・人事評価結果をインセンティブへよりの確に反映させる。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・柔軟で多様な人事制度を構築するために、人件費シミュレーションを実行できる新人事・給与電算システムの平成20年度導入を目途に引き続き機能・仕様を決定する。
- ・有期雇用職員への年俸制の導入に向けて、規程の整備を行う。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・任期制導入の必要性とそのため条件の検討に基づき、可能な組織については新たな任期制導入を進める。
- ・公募による教員選考の推進を継続する。

○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

- ・育児のための短時間勤務制度を導入すべく、「長崎大学職員の育児休業等に関する規程」の一部改正について、継続して検討する。
- ・次世代育成支援対策に係る行動計画に沿って、所定時間外労働の削減など雇用環境の整備を進める。
- ・障害者雇用の法定雇用率の維持に努める。
- ・高齢者等の雇用安定等に関する法律に対応して再雇用を実施する。また、大量退職に向けて再雇用の配置先等について検討する。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・特別の専門的知識、技術等を必要とする職で、統一試験の合格者をもってしては得られない分野について、引き続き選考採用を検討する。
- ・大学内の研修制度を充実させるとともに、国立大学法人等が協力して行う研修制度を利用する。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・総人件費改革に対応して、5%の人件費削減計画を実行し、うち1%については、法人化前の第10次定員削減により学長管理とした人員とともに、機動的・戦略的に使用するため学長管理として確保する。
- ・法人化後の状況を踏まえた事務組織の再編を更に進める。

○人件費削減の取組に関する具体的方策

- ・総人件費改革に対応して、5%の人件費削減計画を実行し、うち1%については学長管理として確保する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・プロジェクトチームによる事務組織の機能・編成の見直しを引き続き進める。
- ・事務局各部における平成18年度の行動計画の実施状況を調査・分析するとともに、各事務部門における平成18年度事務処理の改善目標の達成状況を分析し、評価を行う。
- ・学生相談体制の充実を図るため、「学生何でも相談室」にカウンセラーを引き続き配置する。
- ・「キャリア支援のあり方検討ワーキンググループ」での検討結果を受けて、キャリア支援体制の充実を図る。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業の検討を進め、当該業務処理の協力体制を構築する。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・プロジェクトチームによる検討結果に基づき、アウトソーシング可能な業務については民間委託を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・コラボ産学官交流会において、新たに経営戦略論等の講演を設定する等、内容をさらに充実して産学官連携を推進して外部資金の導入の促進を図る。
- ・全教員が科学研究費補助金申請を行うよう、未申請の教員については個別に指導を行い、採択件数・交付金額を前年度より増加させる。
- ・長崎大学の同窓生を通じて社会と長崎大学との連携を推進することにより、長崎大学の支援組織の強化を図る。
- ・支援組織である長崎TLOを強化するため、長崎TLOとの連携を密にして、産学連携パートナーや地域企業等の長崎TLOへの入会増を図る研究会等を開催する。
- ・科学研究費補助金や共同研究、受託研究、その他の外部資金の受入れを前年度より増加させる。
- ・「国際連携研究戦略本部（ワンストップセンター）」の機能を活用し、国際機関や各省庁、ODA関連外部資金による国際連携研究の推進・拡大を行う。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・外部への貸出しを拡大するために施設の効果的な運用を図り、更にホームページを充実するなどして情報提供を行う。
- ・技術移転に繋がりそうな案件に絞り込んで特許の申請を行い、更なるライセンス契約増を図る。
- ・平成18年度に設置した産学官連携機構を活用して産学連携パートナーの増加を図り、特許料等の収入増に繋げる。
- ・長崎大学のロゴマークを活用したグッズの開発を更に推進する。
- ・公開講座の受講者の確保を図るため、社会や地域のニーズを踏まえたものとなるよう見直しを進めるとともに、引き続きホームページ等を活用するなどして積極的に情報提供を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・これまでの中期計画期間中に実施した組織構成の見直し及び業務内容の分析の結果を元にした人員配置によって人件費の適正化が図られたか検証する。
- ・情報のデータベース化と既存書類の電子化に関する行動計画に基づき、情報のデータベース

化と既存書類の電子化を含むペーパーレス化を更に推進する。

- ・業務の見直し及び効率化に関する行動計画に基づき、光熱水料等管理費の更なる低減を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・施設の効果的・効率的運用を図るため、講義室等の稼働率及び利用形態を把握し、利用率の低い講義室等の有効活用を図る。
- ・施設の維持管理計画（営繕発注計画）を作成し、計画的な維持保全を行う。
- ・総合的な安全点検を継続的に行うため、文教町団地に引き続き片淵団地の施設について施設安全点検パトロールを実施する。
- ・長崎TLOと協力し、長崎大学シーズ集の作成を継続する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・大学機関別認証評価を受けるため「計画・評価本部」及びその下に設置した各専門部がその専門性及び機能を活用して自己点検・評価を実施する。また、認証評価において助言・改善指導を受けた事項については、「計画・評価本部」で具体的改善策等を検討し、取り組む。
- ・大学機関別認証評価を受けるため「計画・評価本部」を中心に部局との連携の下適切な自己点検・評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ・第2回目の教員の個人評価については部局の評価委員会が全学の個人評価委員会と連携して実施する。また、評価結果は個人評価委員会を中心に総合的解析を進め、取りまとめた結果をホームページで公表する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・平成19年度に受審する認証評価の評価結果を社会に向けてホームページで公表する。
- ・平成19年に実施する第2回教員個人評価の評価結果を公表する。また、第1回との改善項目、改善方策についても自己点検する。
- ・年度実績報告書及び評価結果については計画・評価本部ホームページ上で公表する。また、中間の自己点検・評価を実施し年度計画の進捗状況等を点検するとともに、改善方策についてはその達成状況を計画・評価本部において確認する。
- ・教員の個人評価については、平成19年度に「教育、学術・研究、組織運営、社会貢献」の4領域評価を実施し、個人評価委員会において全学的見地から総合的に分析し、その分析結果を公表する。また、評価結果に基づいて部局長等は適切な措置・指導助言を行う。

○外部評価等

- ・平成19年度に大学評価・学位授与機構が実施する認証評価を受審し、社会に向けて評価結果を公表するとともに改善に取り組む。
- ・日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定更新審査を受審する。
- ・熱帯医学研究所では、外部評価（組織評価）を行うとともに連携融合事業費によるケア研究拠点事業の中間評価を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・大学広報誌「CHOHO」の読者層を拡大するために、発行部数を増やす検討を行う。
- ・教員等基礎データ（長崎大学評価基礎データベース）の一部を用いて長崎大学の研究者情報等の学術情報を大学ホームページで公開するための方法を検討する。
- ・大学の有する情報のマスコミへの提供の効率化を推進する。
- ・大学ホームページ、部局ホームページの改良を進める。

- ・個人情報の情報公開に当たっては適切に管理するために、長崎大学個人情報保護規則，長崎大学個人情報管理規程，長崎大学の保有する個人情報の開示決定等に関する審査基準を運用する。

○学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備

- ・近代黎明期和装本を整備・充実し，全文画像データベースの構築に着手する。
- ・附属図書館は学内で作成された研究成果を一元的に収集・発信する学術機関リポジトリの拡充を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- ・既存施設の有効利用を図りつつ，長崎大学施設緊急整備5か年計画を策定し，施設整備計画を推進する。
- ・工学部本館（Ⅱ期），教育学部本館（Ⅰ期），水産学部本館，附属中学校校舎について施設の有効活用を図りつつ，安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上を目的として大型改修を実施する。
- ・文教町2団地のマスタープランを学内委員会等に提示し，更に検討を進める。
- ・病院施設の老朽化・狭隘化等を解消し，長崎県における中核医療機関としての役割や先端医療の先駆的役割を果たすため，機能的で先端的な医療が提供でき，かつ患者の住環境改善に配慮した新病棟・診療棟及び基幹整備（渡り廊下）の工事を完成させる。また，病院本館改修について基本設計を作成する。
- ・学生顧客主義に基づき学生の学習環境及び生活環境に係る施設の改善を引き続き進める。
- ・障害者のための一層のバリアフリー化を引き続き推進する。

○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・施設の効果的・効率的運用を図るため，講義室等の稼働率及び利用形態を把握し，利用率の低い講義室等の有効活用を図る。
- ・設備データベースを全学に周知し，共同利用等の更なる活用を図る。
- ・エネルギー使用量の公開やポスター等により省エネルギーを推進し，温室効果ガスの削減への意識啓発を引き続き図る。
- ・総合的な安全点検を継続的に行うため，文教町団地に引き続き片淵団地の施設について施設安全点検パトロールを実施する。
- ・平成18年度に決定した文教キャンパス全面禁煙の徹底を通じて環境配慮を進める。
- ・「キャンパス美化週間」を設定して，学生と教職員が一体となった取組を行うことにより環境の改善と美化意識の醸成を図る。
- ・経済学部土地の一部譲渡に伴う都市計画道路工事後の片淵キャンパスの緑化保全等を担保し，良好なキャンパス環境の確保を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・平成17年度に策定した「長崎大学における危機管理体制に関する要項」を点検し規則化することによって，本学において想定される大規模な災害，各種の事故・事件など様々な危機事象に適切に対処するための危機管理体制を強化する。
- ・「環境と安全に関する手引き」を改訂し，教職員に関する安全教育を行う。
- ・教職員の健康管理と健康増進に努める。
- ・全学委員会である環境委員会を中心に，環境マネジメントシステムを運用することによって，環境配慮の方針に基づいた取組を推進するとともに「環境報告書2006」を公表する。なお，システムの運用にあたっては，共同研究交流センター環境安全マネジメント部門及び環境科学部が支援を行う。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・入学試験実施要項に入学試験時の災害発生に対する対応を掲げ、更に周知徹底する。
- ・「安全の手引き」を全学生に配布し、安全・衛生管理を啓発する。
- ・留学生オリエンテーションで危機管理意識の啓発を図るとともに、危機管理マニュアルの周知徹底を図る。更に、国際交流会館入居者オリエンテーションや防火訓練等を通じて安全意識の高揚を図る。
- ・危機対応マニュアルを検討すると共に、それに従い適切な行動をとり、幼児・児童・生徒の安全を確保できるよう定期的に避難訓練を実施し、災害発生時、不審者侵入時等に対応した体制を整備する。
- ・附属小学校では、育友会と連携して、非接触型の認識媒体を用いた安全システムの実施に伴うアンケート調査を行い、児童の安全対策の向上を図る。

○核燃料物質，R I 及び毒劇物等の適切な管理

- ・核燃料物質，R I，毒劇物及び病原体等の使用状況等の検証及び「P R T R 法」への対応を継続する。
- ・平成18年12月に成立した改正感染症法の施行に伴う、病原体等の適正な管理体制の確立への対応を行う。
- ・全学の放射線施設の安全管理点検・調査を継続して行う。
- ・R I については、管理区域外における非密封R I の使用承認申請を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

43億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

- ・長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部を譲渡する。（平成19年度は545㎡譲渡予定 全体計画は2,455.75㎡）

重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の病棟・診療棟等の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
病棟・診療棟（仕上Ⅰ）	総額 11,377	施設整備費補助金 (4,453)
病棟・診療棟（仕上Ⅱ）		船舶建造費補助金 0
基幹・環境整備Ⅰ		長期借入金 (6,856)
基幹・環境整備Ⅱ		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (68)
小規模改修		
再開発（病棟・診療棟）設備		

(注)・「施設整備費補助金」のうち、平成19年度当初予算額469百万円、前年度よりの繰越額3,984百万円

・金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

* 採用方針

障害者の法定雇用率の維持に努めるとともに女性労働者の能力発揮促進のために各種調査を実施する。

* 雇用方針

有能な若手教員や研究者育成に向けてのテニユアトラック制度を構築し、運用を開始するほか、有期雇用職員への年俸制の導入に向けて、規程の整備を行う。また、総人件費改革に対応して、5%の人件費削減計画を実行し、うち1%については、学長管理とし、機動的・戦略的に配置するとともに、法人化後の状況を踏まえた事務組織の再編を更に進める。その他、任期制導入の必要性とそのための条件の検討に基づき、可能な組織については新たな任期制導入を進め、人事評価システムについては、評価結果をインセンティブへよりの確に反映させる。

* 人材育成方針

事務系職員については、OJTを実施しながら職務に応じて九州地区及び全国的規模の研修を受講させることにより職務遂行能力の向上を図る。

* 人事交流

平成16年4月1日に締結した「九州地区国立大学法人等職員人事交流協定」の有効期限の3年が到来したため、見直しを行った結果に基づき本協定による交流を平成19年4月以降も継続する。また、4月の人事交流の開始時期を7月に変更することにより、業務の円滑な対応ができるよう受入機関と協議する。なお、本協定の対象機関以外の新たな機関との人事交流を開始する。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 1,609人
また、任期付職員数の見込みを 606人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 21,005百万円

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,721
施設整備費補助金	4,453
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	113
国立大学財務・経営センター施設費交付金	68
自己収入	20,293
授業料、入学金及び検定料収入	5,279
附属病院収入	14,893
財産処分収入	0
雑収入	121
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,240
長期借入金収入	6,856
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	446
計	52,190
支出	
業務費	35,169
教育研究経費	18,999
診療経費	16,170
一般管理費	1,741
施設整備費	11,377
船舶建造費	0
補助金等	113
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,240
貸付金	0
長期借入金償還金	1,550
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	52,190

(注)

- 「運営費交付金」のうち、平成19年度当初予算額17,322百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額399百万円
- 「施設整備費補助金」のうち、平成19年度当初予算額469百万円、前年度よりの繰越額3,984百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額21,005百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額16,612百万円)

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	39,126
經常費用	39,126
業務費	36,067
教育研究経費	3,154
診療経費	8,674
受託研究経費等	1,336
役員人件費	114
教員人件費	12,479
職員人件費	10,310
一般管理費	733
財務費用	526
雑損	0
減価償却費	1,800
臨時損失	0
収益の部	39,475
經常収益	39,475
運営費交付金収益	16,700
授業料収益	3,653
入学金収益	636
検定料収益	144
附属病院収益	14,893
受託研究等収益	1,336
補助金等収益	63
寄附金収益	850
財務収益	2
雑益	217
資産見返運営費交付金等戻入	480
資産見返補助金等戻入	30
資産見返寄附金戻入	148
資産見返物品受贈額戻入	323
臨時利益	0
純利益	349
目的積立金取崩益	172
総利益	521

注) 損益が均衡しない理由

附属病院における当期資産取得額及び借入金元金償還額(1,340百万円)と見返勘定を伴わない減価償却費(819百万円)との差額等(521百万円)

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	55,896
業務活動による支出	36,470
投資活動による支出	14,170
財務活動による支出	1,550
翌年度への繰越金	3,706
資金収入	55,896
業務活動による収入	39,968
運営費交付金による収入	17,322
授業料・入学金及び検定料による収入	5,279
附属病院収入	14,893
受託研究等収入	1,336
補助金等収入	113
寄附金収入	904
その他の収入	121
投資活動による収入	4,521
施設費による収入	4,521
その他の収入	0
財務活動による収入	6,856
前年度よりの繰越金	4,551

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	720人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	情報文化教育課程	240人
経済学部	総合経済学科	
	・昼間コース	1,450人
	・夜間主コース	240人
医学部	医学科	595人 (うち医師養成に係る分野 595人)
	保健学科	452人
歯学部	歯学科	320人 (うち歯科医師養成に係る分野 320人)
薬学部	薬学科	80人
	薬科学科	240人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	320人
	情報システム工学科	200人
	構造工学科	160人
	社会開発工学科	200人
	材料工学科	200人
	応用化学科	200人
	各学科共通	20人
環境科学部	環境科学科	580人
水産学部	水産学科	440人
教育学研究科	学校教育専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	教科教育専攻	64人 (うち修士課程 64人)
経済学研究科	経済経営政策専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	経営意思決定専攻	9人 (うち博士後期課程 9人)
生産科学研究科	機械システム工学専攻	60人 (うち博士前期課程 60人)
	電気情報工学専攻	104人 (うち博士前期課程 104人)
	環境システム工学専攻	72人 (うち博士前期課程 72人)
	物質工学専攻	76人 (うち博士前期課程 76人)
	水産学専攻	74人 (うち博士前期課程 74人)
	環境共生政策学専攻	16人 (うち博士前期課程 16人)
	環境保全設計学専攻	34人 (うち博士前期課程 34人)
	システム科学専攻	33人 (うち博士後期課程 33人)
	海洋生産科学専攻	45人 (うち博士後期課程 45人)
	物質科学専攻	42人 (うち博士後期課程 42人)
	環境科学専攻	24人 (うち博士後期課程 24人)

医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	保健学専攻	24人 (うち修士課程 24人)
	医療科学専攻	308人 (うち博士課程 308人)
	新興感染症病態制御学系専攻	96人 (うち博士課程 96人)
	放射線医療科学専攻	44人 (うち博士課程 44人)
	生命薬科学専攻	175人 〔うち博士前期課程 106人 博士後期課程 69人〕
	附属小学校	768人 学級数 21
附属中学校	600人 学級数 15	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	
附属幼稚園	160人 学級数 5	